

鶴岡市 環境直払 提出書類一覧【実施状況報告までに提出するもの】

(注1) () 付きの書類は該当する場合に提出するものです。

(注2) 参考様式は証拠書類として必要な事項を示したものであり、同様の内容が記載されていれば必ずしも参考様式を用いなくても構いません。

(注3) 写真はカラーとし、ほ場ごと整理できるように撮影、保管してください(複数のほ場を1枚に収めた写真での報告は原則認めておりません)。

(注4) 下記の書類は会計検査の際の対象であり、交付を受けた年度の翌年度から5年間の保存が必要です。

書類				様式	作成単位	備考	
共通	①	環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書		第7号	団体		
	②	生産記録		参考(鶴)第1号	個人	・要件に即して対象取組を実施したことがわかるもの	
	③	環境負荷低減のチェックシート		第15号	個人	・全項目にチェックして提出 ・第三者認証GAPの認証書の写しに替えることも可	
	④	特別栽培農産物の第三者機関が発行した認定証及び認証ほ場一覧(面積が確認できるもの)の写し			個人／団体	・有機農業の取組を除く ・認証面積とほ場一覧表の合計面積が一致していること	
	⑤	推進活動の実施内容等がわかる書類等		※詳細は別紙参照	団体	・取組面積の過半が中山間地の場合で取組が免除される場合は提出不要	
	⑥	〈取組面積が10a未満〉主作物の出荷・販売伝票等の写し			個人	・は種前にJA等との出荷契約や実需者との販売契約を締結している場合はその写しでも可	
堆肥の施用	①	堆肥の購入伝票等の写し	〈購入〉販売証明書等	参考(鶴)第2-1,2号	個人	・入手又は製造した堆肥の量がわかるもの	
			〈無償譲渡〉納品書等取引内容が分かる書類	参考(鶴)第2-3号			
			〈自給堆肥〉製造記録、製造状況写真	参考(鶴)第2-4号			
	②	堆肥の成分証明書等の写し			個人／団体	・C/N比10以上であること ・過去の分析結果でも可	
	③	〈施肥量が県基準値を超過した場合〉施肥管理計画の写し		参考(鶴)第2-5号	個人／団体		
	⑤	堆肥散布証明書	〈散布依頼〉堆肥散布証明書	参考(鶴)第2-6号	個人	・原則、毎年度堆肥施用前に土壌分析・診断を実施 ・土壌の母材、管理、作物の収量が同程度の場合は、代表的なほ場1か所の診断で構わない ・ほ場ごとの10a当たりの散布量がわかるもの ・状況写真は散布後の状況をほ場ごとに撮影すること。天候等により散布後の堆肥の確認が困難な場合は、散布機械と堆肥が写るよう撮影すること	
〈自己散布〉堆肥運搬・散布作業記録、散布状況写真			参考(鶴)第2-7号				
⑥	〈水稻〉メタン排出削減対策の証拠書類		下記参照 ※令和6年度からの年度またぎの場合は不要				
緑肥の施用	①	種子の購入伝票等の写し			個人	・購入量を証明するもの	
	②	標準的な播種量を証明するカタログ等の写し			個人	・基本的にカタログ等に記載された標準播種量の種子を播種すること	
	③	作業日誌等(ほ場ごとに播種日、すきこみ日等を記録したもの)			個人		
	④	状況写真(生育状況、農地還元(すきこみ)後の状況)		参考(鶴)第3号	個人	・同一ほ場であることを確認できるよう背景を入れ、全て同じ位置・方向から撮影すること	
	⑤	〈水稻〉メタン排出削減対策の証拠書類		下記参照 ※令和6年度からの年度またぎの場合は不要			
炭の投入	①	〈購入炭〉炭の購入伝票等の写し	領収書やレシート等証明書		個人	・購入量の記載があり、全量を確認できるもの ・バラ売りの全量がトラック複数台分の場合は、複数台分すべての写真を撮影すること	
			〈全量を確認できる書類がない〉炭の全量写真				〈袋売り〉袋の全量を確認できる写真 〈バラ売り〉トラック荷台の積載量を検測し、容量が確認できる写真
	②	〈購入炭〉資材証明書又は資材の原料表示の写し		参考(鶴)第4-1号	個人	・塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれていないことを証明するもの。カタログやパッケージの写しでも可	
	③	〈自家製炭〉販売元の示す炭化方法が確認できる書類			個人	・自作の炭化装置による製造は対象外	
	④	〈自家製炭〉炭製造作業記録、炭製造状況の写真		参考(鶴)第4-2号	個人	・炭化装置や作業日時、製造量等を記録したもの	
⑤	炭投入作業記録		参考(鶴)第4-3号	個人	・ほ場ごとの10a当たりの投入量がわかるもの		
	⑥	状況写真		炭投入作業中の写真(代表的なほ場1か所分)	個人	・散布機械、炭も写るよう撮影すること	
				炭投入後の状況写真		・天候等により散布後の炭の確認が困難な場合は、ほ場の炭投入作業中の写真に替えることができる	

鶴岡市 環境直払 提出書類一覧【実施状況報告までに提出するもの】

(注1) () 付きの書類は該当する場合に提出するものです。

(注2) 参考様式は証拠書類として必要な事項を示したものであり、同様の内容が記載されていれば必ずしも参考様式を用いなくても構いません。

(注3) 写真はカラーとし、ほ場ごと整理できるように撮影、保管してください(複数のほ場を1枚に収めた写真での報告は原則認めておりません)。

(注4) 下記の書類は会計検査の際の対象であり、交付を受けた年度の翌年度から5年間の保存が必要です。

書類			様式	作成単位	備考
総合 防除	①	山形県 IPM 実践指標	参考(鶴)第5-1号 県 IPM 実践指標	個人	・6割以上の項目を実践し、記入したもの ・表紙を付けること
	②	〈水稻〉多面的機能支払から畦畔除草に対する支援を受けていないことの確認	参考(鶴)第5-2号	団体	
	③	〈水稻〉メタン排出削減対策の証拠書類			下記参照
	④	〈水稻以外〉交信かく乱剤、天敵温存植物又は天敵等生物農薬の購入伝票等の写し		個人	・領収書やレシート等購入量の記載があるもの
	⑤	〈水稻以外〉資材証明書等の写し		個人	・交信かく乱剤は適切な設置本数がわかるカタログ等、天敵温存植物は利用する技術が記載されたマニュアルや技術指針等 ・有機農産物規格表B.1の基準を満たすことを証明するもの ・登録認証機関や(一社)有機JAS資材評価協議会が評価・公表した資材リストに掲載されている資材は、その掲載ページ及び袋、購入伝票の写しでも構わない
		〈天敵等生物農薬〉資材証明書等の写し(製造業者又は販売業者)			
	⑥	作業日誌等	参考(鶴)第5-3号	個人	・ほ場ごとに取組の実施時期や使用資材等の名称を記載したもの
⑦	状況写真(複数回実施したものは全て)	〈水稻〉畦畔除草完了後の写真		個人	・複数回実施するものは、同一ほ場であることを確認できるよう背景を入れ、全て同じ位置・方向から撮影すること。
		〈交信かく乱剤〉設置状況の写真			
		〈天敵温存植物〉利用状況の写真			
		〈天敵等生物農薬〉散布状況の写真			
有機 農業	①	〈有機JAS認証あり〉認証書の写し		個人／団体	・要件に即して対象取組を実施したことがわかるもの
		〈有機JAS認証なし〉農場管理シート・現地確認チェックリスト	第1号	個人	
	②	〈購入〉資材証明書(製造業者又は販売業者)		個人	・有機農産物規格表の基準を満たすことを証明する書類で、原材料と製造工程の記載が必要 ・登録認証機関や(一社)有機JAS資材評価協議会が評価・公表した資材リストに掲載されている資材は、その掲載ページ及び袋、購入伝票の写しでも構わない
		〈譲受〉資材証明書(資材製造者)	参考(鶴)第6-1号		
		〈自己製造〉資材証明書	参考(鶴)第6-2号		
③	〈加算措置〉土壌診断結果書類の写し			個人	・土壌の母材、管理、作物の収量が同程度の場合は、代表的なほ場1か所の診断で構わない ・必須項目は水田が可給態窒素(困難な場合はpH)、畑地がEC
		〈加算措置〉堆肥、緑肥の施用又は炭の投入を実施したときに必要となる書類	各取組参照(堆肥の施用、緑肥の施用はメタン排出削減対策の書類も含む)		
		〈取組拡大加算〉指導を受ける農業者の栽培日誌等	参考(鶴)第6-3号	個人	・指導を受けた日付、内容のわかるもの
メ タ ン 対 策	①	〈稲わら腐熟促進資材〉購入伝票等の写し		個人	・購入量を確認できるもの
	②	〈稲わら腐熟促進資材〉カタログ等の写し		個人	・石灰窒素の成分量が確認できるもの
	③	作業日誌等	参考(鶴)第7号	個人	・ほ場ごとに左記の事項を記載しているもの ・対象取組の提出書類(作業日誌等)に左記の事項が記載されている場合は提出不要
		〈長期中干し〉実施期間のわかるもの			
		〈前年度湛水不実施〉前年度の作付品目がわかるもの			
		〈秋耕〉実施日のわかるもの			
	④	〈稲わら腐熟促進資材〉散布日・石灰窒素の散布量のわかるもの			・対象取組と同一ほ場であることを確認できるよう背景を入れ、同じ位置・方向から撮影すること。 ・稲わら腐熟促進資材の散布状況写真は、散布機械・散布資材が写るように撮影すること。
		〈長期中干し〉開始日(排水後)、終了日(入水前)の写真			
		〈前年度湛水不実施〉水張りをしていないことがわかる写真			
		〈秋耕〉作業完了後の状況写真			
		〈稲わら腐熟促進資材〉資材の散布状況写真			

※R6に取り組んだ秋耕、水稻IPM+畦畔除草・秋耕／稲わら腐熟促進資材の施用は、R7のメタン対策として扱うことができる。